

平成24年度統計法施行状況に関する審議結果(概要)

平成25年10月 内閣府統計委員会

経緯等

統計委員会は、毎年度、総務大臣から統計法施行状況について報告を受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の取組状況を中心に審議を行い、その結果を公表(必要に応じて関係府省への意見通知を実施)

今年度は、取組状況を評価するとともに、社会経済情勢の変化を勘案して、平成26年度を初年度とする次期基本計画に向けた基本的な考え方についても審議

今回取りまとめた平成24年度統計法施行状況に関する審議結果については、次期計画の策定に資する観点から、統計法(平成19年法律第53号)第55条第3項の規定に基づく意見として総務大臣に通知

審議結果のポイント

(次期計画の策定に向けた基本的な考え方)

1 施策展開に当たっての基本的な視点 [本文P5]

統計の体系的整備・有用性の確保・向上

(ニーズに応じた統計の的確な整備)

統計相互の整合性の確保・向上

国際比較可能性の確保・向上

経済・社会の環境変化への的確な対応
(ジェンダー統計、地域別統計、各歳別表章の充実等)

正確かつ効率的な統計作成の推進

統計データの透明化・オープン化の推進

2 公的統計の整備に関する事項 [本文P7]

- 国民経済計算の推計精度向上、国際基準(2008SNA)への対応等 [本文P7]
- 経済構造統計(経済センサス)を中心とした産業関連統計に関する新たな枠組みの構築 [本文P9]
- 人口減少社会や働き方の変化に対応した統計の整備(非正規雇用を的確に捉える労働者区分の見直し等) [本文P14]

3 公的統計の整備に必要な事項 [本文P17]

- 事業所母集団データベースの整備・活用による統計作成の効率化 [本文P17]
- オンライン調査の推進 [本文P19]
- 統計の品質評価の取組促進、政府統計共同利用システムの機能充実等 [本文P21、P23~]